

消費者安全課 事故調査室からのお願い

- ・消費者安全調査委員会では、シンドラー社製エレベーター事故について事故等原因調査を実施し、平成28年8月30日に報告書を公表。
- ・報告書では再発防止の観点から国土交通省へ意見。
- ・この意見等を踏まえ、国土交通省では、戸開走行保護装置等の積極的な設置促進について、通知をしている。本資料にて御紹介する。
- ・関係部局への積極的な周知をお願いしたい。

令和7年度 消費者事故防止合同研修会資料

～エレベーター戸開走行事故の再発防止策推進について～

消費者庁 消費者安全課 事故調査室

目次

国土交通省住宅局の取組紹介

- 資料1. 「戸開走行保護装置等の積極的な設置促進について(依頼)」
- 資料2. 「エレベーターへの戸開走行保護装置の設置率は37%」

国住参建第 4177 号

令和 5 年 1 月 30 日

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）

（公印省略）

戸開走行保護装置等の積極的な設置促進について（依頼）

平素より建築行政に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

国土交通省では、平成 18 年に東京都港区で発生した戸開走行事故等を受け、平成 21 年 9 月 28 日以降に着工されたエレベーターについては、戸開走行保護装置の設置を義務付けています。また、戸開走行保護装置の規定が適用されない既設エレベーターについては、平成 25 年度から社会資本整備総合交付金等を活用してエレベーターの防災対策改修事業に対する財政支援を行うなど、戸開走行保護装置の設置促進を図っています。

今般、社会資本整備審議会昇降機等事故調査部会においては、4 件の戸開走行事故に関する事故調査報告書※¹がとりまとめられ、国土交通省に対し、特定行政庁と連携して戸開走行保護装置の設置を促進するよう意見が出されました。

令和 5 年 1 月 10 日に公表した戸開走行保護装置の設置状況調査※²によると、令和 3 年度に建築基準法第 12 条第 3 項の規定に基づく定期報告のあったエレベーターにおける戸開走行保護装置の設置率は、年々着実に増加し、約 32%となっているものの、今後、なお一層の戸開走行保護装置の設置促進が求められるところです。

このような状況を踏まえ、今後の戸開走行事故防止のため、下記について御対応いただくとともに、管内市区町村に対しても周知いただくようお願いします。

※ 1（R4. 5. 17 公表）大阪府豊中市内エレベーター事故調査報告書、兵庫県神戸市内エレベーター事故調査報告書（R4. 12. 23 公表）東京都中央区内エレベーター事故調査報告書、京都府京都市内エレベーター事故調査報告書
掲載先 https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000055.html

※ 2（R5. 1. 10 公表）報道発表「エレベーターへの戸開走行保護装置の設置率は 32%」
掲載先 https://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000952.html

記

1. 戸開走行保護装置の積極的な設置促進について

既設エレベーターの戸開走行保護装置の設置促進については、「戸開走行保護装置等の設置の促進について」（平成 24 年 4 月 27 日付け国住指第 291 号）や「エレベーターの安全確保の徹底

について」(平成 28 年 9 月 1 日付け国住指第 1934 号)において、既設エレベーターに戸開走行保護装置等を設置する必要性や、設置の促進策について通知しているところですが、改めて、以下の点に留意しつつ設置促進に取り組んでいただくようお願いします。

(1) 所有者等への意識啓発について

戸開走行保護装置の更なる設置促進のため、各特定行政庁は、戸開走行保護装置が未設置のエレベーターの所有者等に対し、保守・点検、定期検査・報告等のあらゆる機会を捉え、設置の必要性について啓発を行っていただくようお願いします。

特に、巻上機や制御盤といった主要機器の取替えを伴う大規模な改修を行う場合には、戸開走行保護装置を設置するよう所有者等へ積極的な働きかけをお願いします。

(2) 補助制度の整備について

国土交通省では、既設エレベーターの戸開走行保護装置の設置等を促進するため、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業)並びに地域防災拠点建築物整備緊急促進事業による財政支援を行っています。

民間事業者等が本財政支援を活用するためには、地方公共団体において補助制度を用意いただく必要があります。戸開走行保護装置の設置を促進するには、地方公共団体における補助制度の整備・充実が不可欠ですので、未だ補助制度を整備していない都道府県又は市区町村においては、速やかに制度の整備に向けた検討を進めていただくようお願いします。

2. やむを得ない事情により、戸開走行保護装置を当面設置することが難しい場合の措置について

戸開走行保護装置が設置されていない既設のエレベーターについては、対応する戸開走行保護装置の開発が遅れている、生産・施工体制の問題で実際の施工までに時間がかかる、計画修繕のタイミングまでに時間がかかる等のやむを得ない事情により、戸開走行保護装置を当面設置することが難しい場合があると認識しています。

こういった場合においては、戸開走行保護装置を設置するまでの措置として、以下の装置の設置有無を確認いただき、設置されていない場合には、これらの装置の設置を検討いただくよう所有者等へ働きかけをお願いします。

- ・ブレーキの引きずりを防止する装置(ブレーキスイッチ)
- ・ブレーキの引きずりを検知する装置(温度ヒューズ又は温度センサー)

これらの装置については、戸開走行保護装置が求める機能の一部を満たすものであることから、1.(2)の補助対象とすることが可能です。

なお、これらの装置は、ブレーキの引きずりによるブレーキライニングの摩耗を原因とする戸開走行事故の防止には一定の効果がありますが、運転制御回路の異常等を原因とする戸開走行は防ぐことができず、戸開走行事故への対策としては十分とはいえません。したがって、ブレーキスイッチ等を設置するのはあくまで戸開走行保護装置を当面設置することが難しい事情がある場合に限るとともに、ブレーキスイッチ等が設置された場合であっても、引き続き戸開走行保護装置の早期の設置を働きかけていただくようお願いします。

以上

問合せ先

国土交通省住宅局参事官(建築企画担当) 付 池町、高久
代表 03-5253-8111(内線 39-513、39-576)

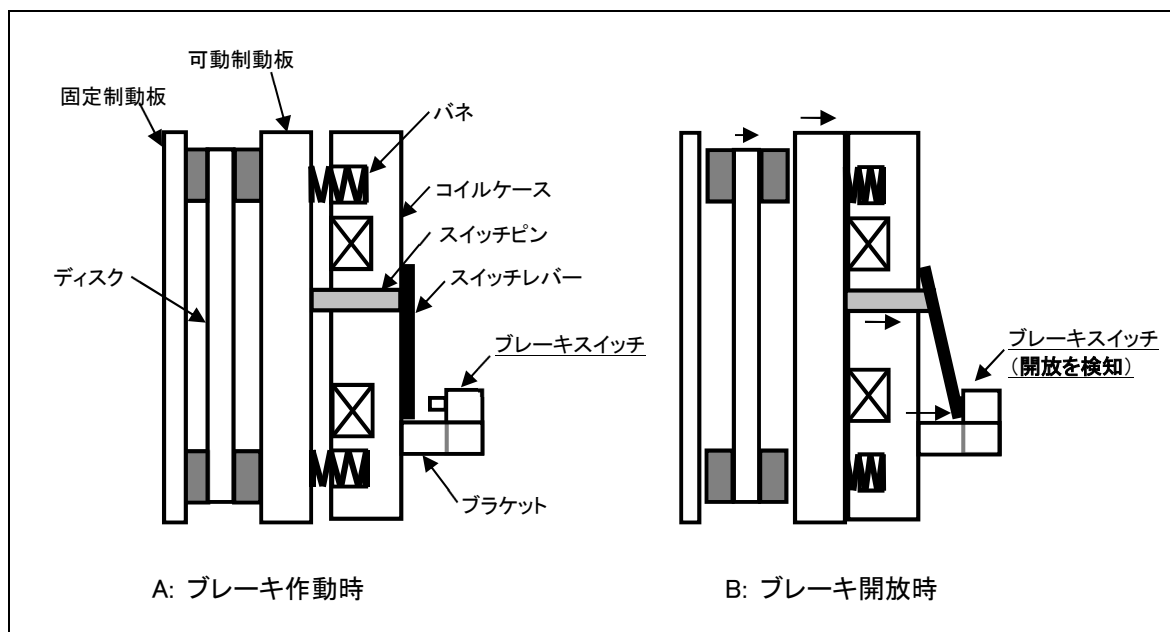
やむを得ない事情により、戸開走行保護装置を当面設置することが難しい場合の措置について

やむを得ない事情により、戸開走行保護装置を当面設置することが難しい場合に、設置を検討すべき装置の概要は下記のとおりです。

○ブレーキスイッチ

機能：ブレーキに設置し、ブレーキの開放を検知する装置。ブレーキが適切に開放されなければエレベーターに電源が入らず、ブレーキの引きずりを防止する。

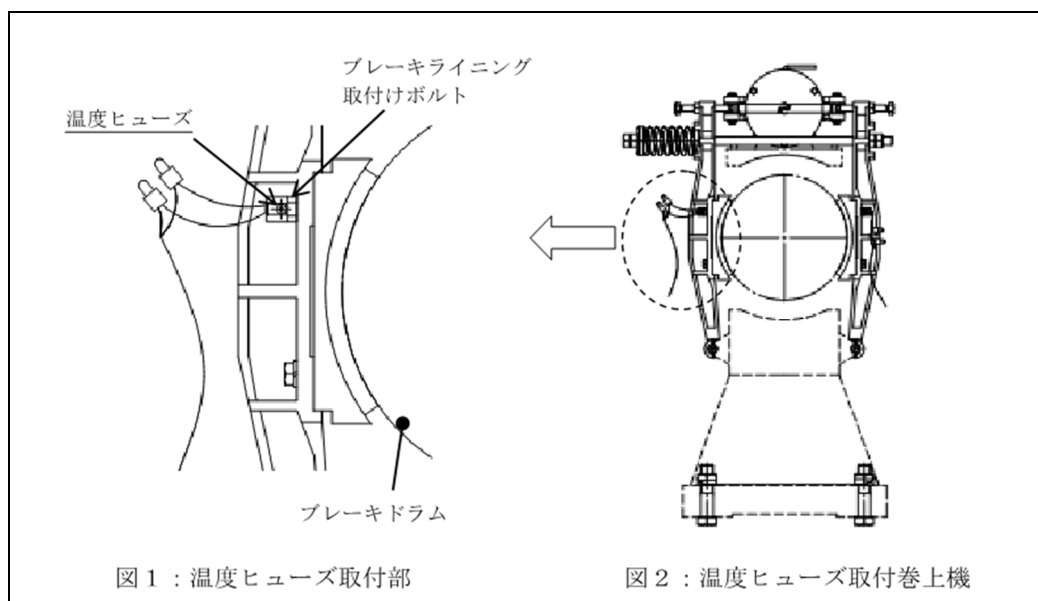
概略図（ディスク式ブレーキの例）：



○温度センサー・温度ヒューズ

機能：ブレーキが引きずられた際の温度上昇を検知する装置。引きずりによる温度上昇を検知した場合には、エレベーターの電源を切り、ブレーキパッド等の摩耗の進行を防止する。

概略図（温度ヒューズの場合）：



令和 7 年 1 月 21 日

住宅局参事官（建築企画担当）付

エレベーターへの戸開走行保護装置の設置率は 37%

～前年度調査より+2.4 ポイント増加しました～

平成 29 年度より戸開走行保護装置の設置状況を調査しています。令和 5 年度に定期検査報告が行われた約 76 万台のうち、37%にあたる約 28 万台のエレベーターで戸開走行保護装置が設置されていました。

1. 背景

エレベーターの戸が開いたままかごが昇降し、利用者が乗場の戸の枠とかごの間に挟まれる事故を防ぐため、平成 21 年 9 月以降に新設されるエレベーターには、戸開走行保護装置の設置が義務づけられています。

一方、義務づけ前に設置されたエレベーターは、全面的な撤去・新設を行うまでは戸開走行保護装置の設置義務はありません。既設エレベーターの安全性確保のため、改修への支援や建物の所有者・管理者向けのリーフレット（別添 1）等により設置を促進するとともに、定期的に設置状況の調査を行っているところです。

2. 調査結果の概要

（ ）は、前年度からの増減

(1) 定期検査報告が行われたエレベーター（令和 5 年度報告分：別紙 1 参照）

調査対象	エレベーター台数	戸開走行保護装置設置台数	うち任意設置※1	設置率
定期検査報告	757,928 台 (+2,338 台)	280,090 台 (+18,301 台)	70,821 台 (+5,308 台)	37.0% (+2.4%)

(2) 中央官庁の庁舎等のエレベーター（令和 6 年 4 月 1 日時点：別紙 2、3 参照）

調査対象	エレベーター台数	戸開走行保護装置設置台数	うち任意設置※1	設置率
中央官庁の庁舎	356 台 (±0 台)	161 台 (+18 台)	104 台 (+19 台)	45.2% (+5.0%)
国会の施設※2	106 台 (±0 台)	24 台 (+1 台)	12 台 (±0 台)	22.6% (+0.9%)
地方公共団体の本庁舎	3,611 台 (+13 台)	2,298 台 (+144 台)	684 台 (+31 台)	63.6% (+3.7%)

※1 設置は義務付けられていないが、改修により戸開走行保護装置が設置されたものの台数

※2 本館、分館、別館及び議員会館

3. 支援措置

既設エレベーターへの戸開走行保護装置の設置などの防災対策改修工事に対して、支援を実施しています。今般、令和 7 年度当初予算案が閣議決定され、リスタート運転機能や自動診断・仮復旧運転機能を追加する工事も引き続き補助対象です（別添 2 参照）。

民間の所有者等が本支援措置を活用するためには、地方公共団体において既設エレベーター改修に係る補助制度が整備されている必要がありますので、詳細はエレベーターの存する地方公共団体にお問い合わせください。

<問い合わせ先>

住宅局 参事官（建築企画担当）付 田中、酒井
電話：03-5253-8111（代表）、03-5253-8126（直通）



戸開走行保護装置設置状況調査結果(令和5年度に定期検査報告が行われたエレベーター)

都道府県	特定行政庁	全報告台数 (A)	設置台数 (B)	うち、任意設置※台数 (C)	設置率 (B/A)
01北海道	北海道	5,313	1,957	175	36.8%
01北海道	札幌市	20,012	6,446	1,609	32.2%
01北海道	函館市	1,300	401	93	30.8%
01北海道	旭川市	1,532	489	85	31.9%
01北海道	小樽市	735	195	65	26.5%
01北海道	室蘭市	349	121	7	34.7%
01北海道	釧路市	634	172	56	27.1%
01北海道	帯広市	696	208	40	29.9%
01北海道	北見市	470	150	34	31.9%
01北海道	苫小牧市	509	178	53	35.0%
01北海道	江別市	445	144	53	32.4%
01北海道 集計		31,995	10,461	2,270	32.7%
02青森県	青森県	907	363	57	40.0%
02青森県	青森市	1,015	349	244	34.4%
02青森県	弘前市	589	242	49	41.1%
02青森県	八戸市	621	214	64	34.5%
02青森県 集計		3,132	1,168	414	37.3%
03岩手県	岩手県	1,920	922	194	48.0%
03岩手県	盛岡市	1,581	553	206	35.0%
03岩手県 集計		3,501	1,475	400	42.1%
04宮城県	宮城県	1,748	794	182	45.4%
04宮城県	仙台市	8,521	2,887	854	33.9%
04宮城県	石巻市	297	147	28	49.5%
04宮城県	塩竈市	152	54	20	35.5%
04宮城県	大崎市	265	117	51	44.2%
04宮城県 集計		10,983	3,999	1,135	36.4%
05秋田県	秋田県	932	360	64	38.6%
05秋田県	秋田市	1,114	374	109	33.6%
05秋田県	横手市	121	40	7	33.1%
05秋田県 集計		2,167	774	180	35.7%
06山形県	山形県	1,837	684	140	37.2%
06山形県	山形市	1,024	290	168	28.3%
06山形県 集計		2,861	974	308	34.0%
07福島県	福島県	1,950	811	115	41.6%
07福島県	福島市	1,095	412	157	37.6%
07福島県	郡山市	1,391	483	136	34.7%
07福島県	いわき市	812	301	76	37.1%
07福島県 集計		5,248	2,007	484	38.2%
08茨城県	茨城県	3,061	1,185	227	38.7%
08茨城県	水戸市	1,459	476	111	32.6%
08茨城県	日立市	605	265	64	43.8%
08茨城県	土浦市	629	225	71	35.8%
08茨城県	古河市	318	137	24	43.1%
08茨城県	高萩市	55	13	2	23.6%
08茨城県	北茨城市	73	23	1	31.5%
08茨城県	取手市	339	152	54	44.8%
08茨城県	つくば市	1,622	664	157	40.9%
08茨城県	ひたちなか市	370	155	39	41.9%
08茨城県 集計		8,531	3,295	750	38.6%
09栃木県	栃木県	1,224	395	31	32.3%
09栃木県	宇都宮市	2,459	727	157	29.6%
09栃木県	足利市	382	115	38	30.1%
09栃木県	栃木市	231	85	13	36.8%
09栃木県	佐野市	243	70	14	28.8%
09栃木県	鹿沼市	152	65	7	42.8%
09栃木県	日光市	386	107	32	27.7%
09栃木県	小山市	487	187	38	38.4%
09栃木県	大田原市	160	49	7	30.6%

都道府県	特定行政庁	全報告台数 (A)	設置台数 (B)	うち、任意設置※台数 (C)	設置率 (B/A)
09栃木県	那須塩原市	267	80	18	30.0%
09栃木県 集計		5,991	1,880	355	31.4%
10群馬県	群馬県	1,647	562	120	34.1%
10群馬県	前橋市	1,190	389	93	32.7%
10群馬県	高崎市	1,372	505	170	36.8%
10群馬県	桐生市	246	72	20	29.3%
10群馬県	伊勢崎市	377	127	17	33.7%
10群馬県	太田市	496	196	31	39.5%
10群馬県	館林市	191	69	9	36.1%
10群馬県 集計		5,519	1,920	460	34.8%
11埼玉県	埼玉県	11,879	4,944	987	41.6%
11埼玉県	川口市	3,216	1,130	261	35.1%
11埼玉県	さいたま市	7,584	3,049	656	40.2%
11埼玉県	川越市	1,455	608	121	41.8%
11埼玉県	所沢市	1,510	620	194	41.1%
11埼玉県	越谷市	1,412	563	103	39.9%
11埼玉県	上尾市	711	352	52	49.5%
11埼玉県	草加市	1,047	445	110	42.5%
11埼玉県	春日部市	755	319	55	42.3%
11埼玉県	狭山市	534	226	59	42.3%
11埼玉県	新座市	701	272	61	38.8%
11埼玉県	熊谷市	722	284	93	39.3%
11埼玉県	久喜市	418	207	20	49.5%
11埼玉県 集計		31,944	13,019	2,772	40.8%
12千葉県	千葉県	4,466	1,819	350	40.7%
12千葉県	千葉市	5,643	2,232	618	39.6%
12千葉県	市川市	3,000	1,124	246	37.5%
12千葉県	船橋市	3,612	1,438	381	39.8%
12千葉県	松戸市	2,592	890	255	34.3%
12千葉県	柏市	2,284	998	197	43.7%
12千葉県	市原市	735	268	43	36.5%
12千葉県	佐倉市	524	182	30	34.7%
12千葉県	八千代市	886	394	112	44.5%
12千葉県	我孫子市	429	136	48	31.7%
12千葉県	浦安市	1,965	841	355	42.8%
12千葉県	木更津市	373	128	19	34.3%
12千葉県	流山市	909	540	32	59.4%
12千葉県	習志野市	1,012	484	94	47.8%
12千葉県	成田市	1,088	397	44	36.5%
12千葉県 集計		29,518	11,871	2,824	40.2%
13東京都	東京都	32,451	13,710	3,809	42.2%
13東京都	千代田区	6,545	2,385	1,300	36.4%
13東京都	中央区	7,938	2,925	1,324	36.8%
13東京都	港区	9,253	3,550	1,649	38.4%
13東京都	新宿区	8,367	2,960	1,245	35.4%
13東京都	文京区	4,378	1,500	512	34.3%
13東京都	台東区	7,054	2,569	867	36.4%
13東京都	北区	3,075	1,217	278	39.6%
13東京都	荒川区	2,272	853	227	37.5%
13東京都	品川区	4,868	1,890	560	38.8%
13東京都	目黒区	3,319	1,211	304	36.5%
13東京都	大田区	6,654	2,559	494	38.5%
13東京都	世田谷区	7,112	2,701	531	38.0%
13東京都	渋谷区	7,441	2,566	904	34.5%
13東京都	中野区	3,018	1,149	258	38.1%
13東京都	杉並区	4,074	1,500	330	36.8%
13東京都	豊島区	5,092	1,793	755	35.2%
13東京都	板橋区	4,518	1,679	334	37.2%
13東京都	練馬区	4,241	1,672	319	39.4%
13東京都	墨田区	4,815	1,983	473	41.2%
13東京都	江東区	5,097	1,978	544	38.8%

都道府県	特定行政庁	全報告台数 (A)	設置台数 (B)	うち、任意設置※台数 (C)	設置率 (B/A)
13東京都	足立区	3,907	1,554	356	39.8%
13東京都	葛飾区	2,608	1,038	354	39.8%
13東京都	江戸川区	4,467	1,485	504	33.2%
13東京都	八王子市	3,782	1,324	469	35.0%
13東京都	町田市	2,190	816	212	37.3%
13東京都	日野市	866	353	106	40.8%
13東京都	立川市	1,809	723	202	40.0%
13東京都	府中市	1,853	646	193	34.9%
13東京都	調布市	1,665	713	172	42.8%
13東京都	三鷹市	1,245	505	150	40.6%
13東京都	武蔵野市	1,672	629	200	37.6%
13東京都	国分寺市	766	307	96	40.1%
13東京都	西東京市	1,066	423	169	39.7%
13東京都	小平市	983	380	74	38.7%
13東京都 集計		170,461	65,246	20,274	38.3%
14神奈川県	神奈川県	4,430	1,460	176	33.0%
14神奈川県	横浜市	29,716	11,115	2,753	37.4%
14神奈川県	川崎市	12,764	5,140	836	40.3%
14神奈川県	横須賀市	1,897	585	179	30.8%
14神奈川県	藤沢市	2,636	1,054	239	40.0%
14神奈川県	相模原市	4,021	1,435	268	35.7%
14神奈川県	鎌倉市	863	312	51	36.2%
14神奈川県	厚木市	1,773	611	187	34.5%
14神奈川県	平塚市	1,308	499	79	38.1%
14神奈川県	小田原市	875	344	81	39.3%
14神奈川県	秦野市	512	186	44	36.3%
14神奈川県	茅ヶ崎市	906	406	70	44.8%
14神奈川県	大和市	1,336	496	104	37.1%
14神奈川県 集計		63,037	23,643	5,067	37.5%
15新潟県	新潟県	1,999	586	126	29.3%
15新潟県	新潟市	3,068	993	309	32.4%
15新潟県	長岡市	857	248	53	28.9%
15新潟県	三条市	312	74	18	23.7%
15新潟県	新発田市	197	50	5	25.4%
15新潟県	柏崎市	173	60	4	34.7%
15新潟県	上越市	420	134	20	31.9%
15新潟県 集計		7,026	2,145	535	30.5%
16富山県	富山県	1,242	454	105	36.6%
16富山県	富山市	1,965	709	167	36.1%
16富山県	高岡市	529	163	30	30.8%
16富山県 集計		3,736	1,326	302	35.5%
17石川県	石川県	634	252	72	39.7%
17石川県	金沢市	3,012	945	269	31.4%
17石川県	七尾市	254	52	11	20.5%
17石川県	小松市	345	112	16	32.5%
17石川県	白山市	259	90	7	34.7%
17石川県	野々市市	202	66	12	32.7%
17石川県	加賀市	415	60	20	14.5%
17石川県 集計		5,121	1,577	407	30.8%
18福井県	福井県	1,640	542	115	33.0%
18福井県	福井市	1,530	432	144	28.2%
18福井県 集計		3,170	974	259	30.7%
19山梨県	山梨県	2,006	683	119	34.0%
19山梨県	甲府市	972	273	89	28.1%
19山梨県 集計		2,978	956	208	32.1%
20長野県	長野県	4,138	1,383	261	33.4%
20長野県	長野市	1,484	483	188	32.5%
20長野県	松本市	1,120	378	152	33.8%
20長野県	上田市	454	143	23	31.5%
20長野県 集計		7,196	2,387	624	33.2%
21岐阜県	岐阜県	3,678	1,151	219	31.3%

都道府県	特定行政庁	全報告台数 (A)	設置台数 (B)	うち、任意設置※台数 (C)	設置率 (B/A)
21岐阜県	岐阜市	2,599	631	184	24.3%
21岐阜県	大垣市	575	167	42	29.0%
21岐阜県	各務原市	419	143	32	34.1%
21岐阜県 集計		7,271	2,092	477	28.8%
22静岡県	静岡県	6,025	1,921	436	31.9%
22静岡県	静岡市	4,032	1,451	315	36.0%
22静岡県	浜松市	3,271	1,084	254	33.1%
22静岡県	沼津市	1,154	344	69	29.8%
22静岡県	富士市	797	268	32	33.6%
22静岡県	富士宮市	294	124	27	42.2%
22静岡県	焼津市	343	131	29	38.2%
22静岡県 集計		15,916	5,323	1,162	33.4%
23愛知県	愛知県	13,142	4,840	1,135	36.8%
23愛知県	名古屋市	27,770	9,581	2,711	34.5%
23愛知県	豊橋市	1,245	411	119	33.0%
23愛知県	豊田市	1,816	676	200	37.2%
23愛知県	岡崎市	1,333	463	127	34.7%
23愛知県	一宮市	1,349	426	119	31.6%
23愛知県	春日井市	1,309	457	119	34.9%
23愛知県 集計		47,964	16,854	4,530	35.1%
24三重県	三重県	2,177	725	160	33.3%
24三重県	四日市市	1,367	445	152	32.6%
24三重県	津市	1,033	373	91	36.1%
24三重県	鈴鹿市	546	163	29	29.9%
24三重県	松阪市	371	118	26	31.8%
24三重県	桑名市	509	171	30	33.6%
24三重県 集計		6,003	1,995	488	33.2%
25滋賀県	滋賀県	1,329	490	68	36.9%
25滋賀県	大津市	1,541	525	127	34.1%
25滋賀県	彦根市	368	133	24	36.1%
25滋賀県	長浜市	261	96	13	36.8%
25滋賀県	近江八幡市	205	55	4	26.8%
25滋賀県	草津市	924	283	52	30.6%
25滋賀県	守山市	295	126	34	42.7%
25滋賀県	東近江市	215	66	10	30.7%
25滋賀県 集計		5,138	1,774	332	34.5%
26京都府	京都府	3,216	1,278	176	39.7%
26京都府	京都市	14,608	6,015	1,247	41.2%
26京都府	宇治市	648	237	37	36.6%
26京都府 集計		18,472	7,530	1,460	40.8%
27大阪府	大阪府	6,160	2,320	572	37.7%
27大阪府	大阪市	45,393	16,207	4,897	35.7%
27大阪府	堺市	4,277	1,662	339	38.9%
27大阪府	東大阪市	3,206	1,030	232	32.1%
27大阪府	豊中市	3,019	1,112	269	36.8%
27大阪府	吹田市	3,675	1,497	357	40.7%
27大阪府	高槻市	1,545	701	138	45.4%
27大阪府	守口市	963	332	78	34.5%
27大阪府	枚方市	1,756	724	162	41.2%
27大阪府	八尾市	1,192	415	83	34.8%
27大阪府	寝屋川市	936	381	92	40.7%
27大阪府	茨木市	1,980	799	123	40.4%
27大阪府	岸和田市	689	260	64	37.7%
27大阪府	箕面市	941	320	67	34.0%
27大阪府	門真市	692	276	54	39.9%
27大阪府	池田市	717	256	73	35.7%
27大阪府	和泉市	689	254	53	36.9%
27大阪府	羽曳野市	316	123	18	38.9%
27大阪府 集計		78,146	28,669	7,671	36.7%
28兵庫県	兵庫県	3,135	1,059	214	33.8%
28兵庫県	神戸市	14,393	4,720	1,476	32.8%

都道府県	特定行政庁	全報告台数 (A)	設置台数 (B)	うち、任意設置※台数 (C)	設置率 (B/A)
28兵庫県	尼崎市	3,179	1,122	237	35.3%
28兵庫県	姫路市	2,712	896	160	33.0%
28兵庫県	西宮市	3,692	1,353	350	36.6%
28兵庫県	伊丹市	1,067	408	99	38.2%
28兵庫県	明石市	1,567	495	117	31.6%
28兵庫県	加古川市	790	349	84	44.2%
28兵庫県	宝塚市	1,197	435	134	36.3%
28兵庫県	川西市	505	197	40	39.0%
28兵庫県	三田市	522	178	67	34.1%
28兵庫県	芦屋市	973	343	62	35.3%
28兵庫県	高砂市	226	88	29	38.9%
28兵庫県 集計		33,958	11,643	3,069	34.3%
29奈良県	奈良県	2,293	786	162	34.3%
29奈良県	奈良市	1,901	761	199	40.0%
29奈良県	橿原市	528	170	38	32.2%
29奈良県	生駒市	416	157	44	37.7%
29奈良県 集計		5,138	1,874	443	36.5%
30和歌山県	和歌山県	1,688	601	118	35.6%
30和歌山県	和歌山市	1,900	657	151	34.6%
30和歌山県 集計		3,588	1,258	269	35.1%
31鳥取県	鳥取県	370	118	16	31.9%
31鳥取県	鳥取市	649	246	50	37.9%
31鳥取県	米子市	635	247	57	38.9%
31鳥取県	倉吉市	144	48	4	33.3%
31鳥取県 集計		1,798	659	127	36.7%
32島根県	島根県	641	215	28	33.5%
32島根県	松江市	917	317	67	34.6%
32島根県	出雲市	346	152	11	43.9%
32島根県 集計		1,904	684	106	35.9%
33岡山県	岡山県	886	382	72	43.1%
33岡山県	岡山市	4,433	1,733	314	39.1%
33岡山県	倉敷市	1,485	602	90	40.5%
33岡山県	津山市	293	119	32	40.6%
33岡山県	玉野市	118	40	4	33.9%
33岡山県	総社市	122	47	8	38.5%
33岡山県	新見市	30	11	1	36.7%
33岡山県	笠岡市	117	45	12	38.5%
33岡山県 集計		7,484	2,979	533	39.8%
34広島県	広島県	1,482	534	106	36.0%
34広島県	広島市	11,777	3,955	1,069	33.6%
34広島県	呉市	1,045	291	74	27.8%
34広島県	三原市	312	89	24	28.5%
34広島県	尾道市	395	161	26	40.8%
34広島県	福山市	1,815	658	153	36.3%
34広島県	東広島市	689	248	54	36.0%
34広島県	廿日市市	493	192	52	38.9%
34広島県 集計		18,008	6,128	1,558	34.0%
35山口県	山口県	801	315	47	39.3%
35山口県	下関市	1,157	353	76	30.5%
35山口県	山口市	778	299	83	38.4%
35山口県	宇部市	642	232	54	36.1%
35山口県	周南市	589	219	57	37.2%
35山口県	防府市	325	87	20	26.8%
35山口県	萩市	96	23	5	24.0%
35山口県	岩国市	432	131	26	30.3%
35山口県 集計		4,820	1,659	368	34.4%
36徳島県	徳島県	1,421	499	62	35.1%
36徳島県	徳島市	1,807	555	133	30.7%
36徳島県 集計		3,228	1,054	195	32.7%
37香川県	香川県	1,893	664	120	35.1%

都道府県	特定行政庁	全報告台数 (A)	設置台数 (B)	うち、任意設置※台数 (C)	設置率 (B/A)
37香川県	高松市	2,887	900	252	31.2%
37香川県 集計		4,780	1,564	372	32.7%
38愛媛県	愛媛県	1,555	484	58	31.1%
38愛媛県	松山市	3,928	1,215	231	30.9%
38愛媛県	今治市	590	187	26	31.7%
38愛媛県	新居浜市	451	133	14	29.5%
38愛媛県	西条市	279	89	9	31.9%
38愛媛県 集計		6,803	2,108	338	31.0%
39高知県	高知県	1,025	371	69	36.2%
39高知県	高知市	2,202	642	169	29.2%
39高知県 集計		3,227	1,013	238	31.4%
40福岡県	福岡県	7,986	3,104	519	38.9%
40福岡県	福岡市	20,783	7,844	2,129	37.7%
40福岡県	北九州市	7,098	2,831	988	39.9%
40福岡県	久留米市	1,743	604	172	34.7%
40福岡県	大牟田市	467	146	29	31.3%
40福岡県 集計		38,077	14,529	3,837	38.2%
41佐賀県	佐賀県	1,618	729	131	45.1%
41佐賀県	佐賀市	1,106	483	143	43.7%
41佐賀県 集計		2,724	1,212	274	44.5%
42長崎県	長崎県	1,844	670	155	36.3%
42長崎県	長崎市	3,360	1,166	342	34.7%
42長崎県	佐世保市	1,291	510	218	39.5%
42長崎県 集計		6,495	2,346	715	36.1%
43熊本県	熊本県	1,942	891	185	45.9%
43熊本県	熊本市	5,208	2,178	487	41.8%
43熊本県	八代市	367	109	7	29.7%
43熊本県	天草市	161	51	13	31.7%
43熊本県 集計		7,678	3,229	692	42.1%
44大分県	大分県	734	278	95	37.9%
44大分県	大分市	2,999	1,072	104	35.7%
44大分県	別府市	1,054	351	47	33.3%
44大分県	中津市	193	60	0	31.1%
44大分県	日田市	196	68	23	34.7%
44大分県	佐伯市	128	50	12	39.1%
44大分県	宇佐市	85	30	9	35.3%
44大分県 集計		5,389	1,909	290	35.4%
45宮崎県	宮崎県	563	240	28	42.6%
45宮崎県	宮崎市	2,303	867	222	37.6%
45宮崎県	都城市	436	147	1	33.7%
45宮崎県	延岡市	372	145	35	39.0%
45宮崎県	日向市	112	46	8	41.1%
45宮崎県 集計		3,786	1,445	294	38.2%
46鹿児島県	鹿児島県	2,446	898	164	36.7%
46鹿児島県	鹿児島市	5,059	2,101	291	41.5%
46鹿児島県	霧島市	1	1	0	100.0%
46鹿児島県 集計		7,506	3,000	455	40.0%
47沖縄県	沖縄県	3,039	1,772	170	58.3%
47沖縄県	那覇市	3,438	1,546	212	45.0%
47沖縄県	浦添市	765	406	33	53.1%
47沖縄県	宜野湾市	532	297	29	55.8%
47沖縄県	沖縄市	497	286	25	57.5%
47沖縄県	うるま市	241	156	31	64.7%
47沖縄県 集計		8,512	4,463	500	52.4%
総計		757,928	280,090	70,821	37.0%

※任意設置：改修により任意で戸開走行保護装置が設置されたもの

中央官庁庁舎におけるエレベーターの戸開走行保護装置設置状況調査結果（令和6年4月1日時点）

建物名	エレベーター 台数 (A)	戸開走行保護装置 設置台数 (B)	うち 任意設置※台数 (C)	戸開走行保護装置 設置率 (B/A)	令和6年度 設置予定台数
中央合同庁舎第1号館	20	14	4	70.0%	0
中央合同庁舎第2号館	27	7	7	25.9%	0
中央合同庁舎第3号館	14	6	6	42.9%	1
中央合同庁舎第4号館	13	13	4	100.0%	0
中央合同庁舎第5号館	20	20	6	100.0%	0
中央合同庁舎第5号館別館	4	4	4	100.0%	0
中央合同庁舎第6号館	50	21	18	42.0%	0
中央合同庁舎第7号館	49	16	16	32.7%	0
中央合同庁舎第8号館	9	9	9	100.0%	0
財務省本庁舎	10	0	0	0.0%	0
外務省本庁舎	22	1	0	4.5%	0
防衛省市ヶ谷庁舎	70	8	0	11.4%	0
経済産業省本館	12	12	0	100.0%	0
経済産業省別館	12	12	12	100.0%	0
内閣府本庁舎	4	4	4	100.0%	0
内閣府本庁舎別館	2	0	0	0.0%	0
警察総合庁舎	4	0	0	0.0%	0
特許庁庁舎	14	14	14	100.0%	0
合計	356	161	104	45.2%	1

※任意設置：改修により任意で戸開走行保護装置が設置されたもの。

国会の施設におけるエレベーターの戸開走行保護装置設置状況調査結果（令和6年4月1日時点）

建物名	エレベーター 台数 (A)	戸開走行保護装置 設置台数 (B)	うち 任意設置※台数 (C)	戸開走行保護装置 設置率 (B/A)	令和6年度 設置予定台数
衆議院 国会議事堂	14	4	0	28.6%	0
衆議院 分館	4	1	0	25.0%	0
衆議院 第一別館	2	0	0	0.0%	0
衆議院 第二別館	7	0	0	0.0%	0
衆議院 議員会館	39	2	0	5.1%	0
参議院 国会議事堂	11	4	0	36.4%	0
参議院 分館	4	4	4	100.0%	0
参議院 別館	2	2	2	100.0%	0
参議院 第二別館	6	6	6	100.0%	0
参議院 議員会館	17	1	0	5.9%	0
合計	106	24	12	22.6%	0

※任意設置：改修により任意で戸開走行保護装置が設置されたもの。

地方公共団体の本庁舎におけるエレベーターの戸開走行保護装置設置状況調査結果(令和6年4月1日時点)

都道府県名	エレベーター 台数 (A)	戸開走行保護装置 設置台数 (B)	うち 任意設置※台数 (C)	戸開走行保護装置 設置率 (B/A)	令和6年度 設置予定台数
01 北海道	175	109	35	62.3%	4
02 青森県	53	35	6	66.0%	4
03 岩手県	53	34	16	64.2%	0
04 宮城県	58	33	21	56.9%	2
05 秋田県	44	29	7	65.9%	1
06 山形県	54	43	5	79.6%	1
07 福島県	65	50	8	76.9%	3
08 茨城県	105	57	8	54.3%	1
09 栃木県	73	39	4	53.4%	2
10 群馬県	86	37	16	43.0%	4
11 埼玉県	166	109	9	65.7%	0
12 千葉県	153	85	14	55.6%	4
13 東京都	312	217	45	69.6%	3
14 神奈川県	135	111	28	82.2%	2
15 新潟県	75	43	18	57.3%	0
16 富山県	27	12	2	44.4%	0
17 石川県	43	22	14	51.2%	0
18 福井県	49	27	3	55.1%	0
19 山梨県	30	19	2	63.3%	0
20 長野県	94	67	18	71.3%	2
21 岐阜県	81	55	25	67.9%	1
22 静岡県	86	46	25	53.5%	1
23 愛知県	139	82	28	59.0%	0
24 三重県	60	29	15	48.3%	2
25 滋賀県	47	24	15	51.1%	0
26 京都府	69	41	6	59.4%	0
27 大阪府	177	81	31	45.8%	4
28 兵庫県	124	80	36	64.5%	3
29 奈良県	54	30	10	55.6%	2
30 和歌山県	34	16	4	47.1%	1
31 鳥取県	17	10	3	58.8%	1
32 島根県	22	13	6	59.1%	0
33 岡山県	54	33	20	61.1%	0
34 広島県	71	54	16	76.1%	0
35 山口県	46	38	7	82.6%	0
36 徳島県	44	32	14	72.7%	2
37 香川県	39	28	10	71.8%	0
38 愛媛県	48	31	8	64.6%	0
39 高知県	39	36	8	92.3%	0
40 福岡県	123	78	35	63.4%	3
41 佐賀県	49	38	8	77.6%	0
42 長崎県	49	37	6	75.5%	0
43 熊本県	77	49	12	63.6%	1
44 大分県	42	37	18	88.1%	1
45 宮崎県	41	31	6	75.6%	0
46 鹿児島県	58	38	12	65.5%	1
47 沖縄県	71	53	21	74.6%	0
合計	3,611	2,298	684	63.6%	56

※任意設置:改修により任意で戸開走行保護装置が設置されたもの。

安全マーク表示制度とは

エレベーターに「戸開走行保護装置」や「地震時管制運転装置」が設置されていることをエレベーターの利用者が容易に把握できるよう、それぞれの装置が設置済みであることを示す安全マーク（エレベーター安全装置設置済みマーク）を表示する任意の制度です。

安全マーク（エレベーター安全装置設置済みマーク）と安全装置について



「戸開走行保護装置」
設置済みマーク

戸開走行保護装置とは

駆動装置や制御器に故障が生じ、かご及び昇降路のすべての出入口の戸が閉じる前にかごが昇降した場合などに、自動的にかごを制止し人が挟まれることを防止します。



「地震時管制運転装置」
設置済みマーク

地震時管制運転装置とは

地震発生初期の微振動（P波）を感知し、本震（S波）が到達する前に、最寄り階に自動運転することにより、人がかご内へ閉じ込められることを防止します。

安全マークを
表示するには

エレベーターの所有者・管理者の方が、エレベーター製造会社又は保守点検会社に、マーク表示の依頼（承諾書の発行）をすることで安全マークを表示することができます。

※詳しくは、エレベーター製造会社若しくは保守点検会社にお問い合わせください。

国土交通省 住宅局 参事官（建築企画担当）付

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

03-5253-8126



知っていますか？

別添1

もしもの
備えに！

エレベーターの 戸開走行・地震対策



戸開走行



平成21年9月28日以降の
エレベーターには戸開走行保護装置
の設置が義務化

閉じ込め



耐震対策や防災キャビネットなどの
地震時に有効な対策は大丈夫？

！エレベーターの所有者・管理者の皆様へ

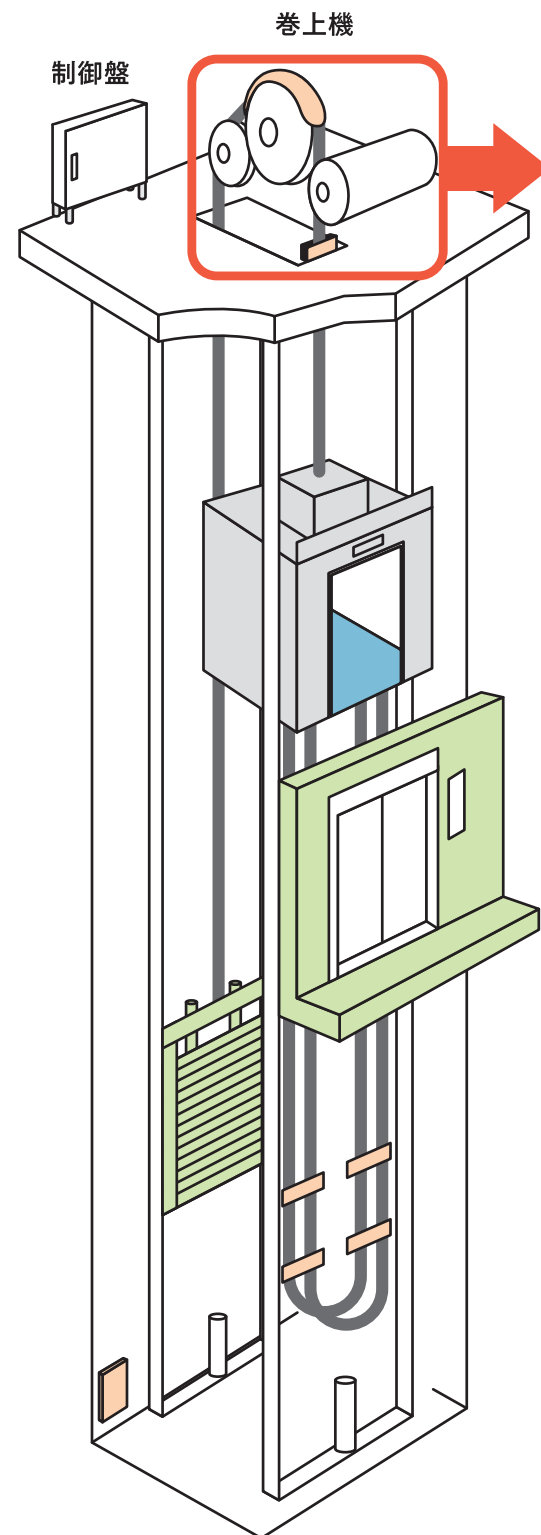
エレベーターの安全対策に対する補助制度を活用しよう！

所有者が実施するエレベーターの安全対策（戸開走行保護装置や地震時管制運転装置の設置、耐震補強措置等）に対して、地方公共団体が費用の一部の補助を用意している場合がありますので、お近くの市役所等にご相談ください。

エレベーターの戸が開いたままかごが上昇し、利用者が乗場の戸の枠とかごの間に挟まれる事故や地震時等にかかるかご内の閉じ込め事故を防止するため、平成21年9月28日に「戸開走行保護装置」や「地震時管制運転装置」の設置等が義務付けられるなど、基準が強化されています。利用者の安全、安心のため、以下の安全対策を実施しましょう！

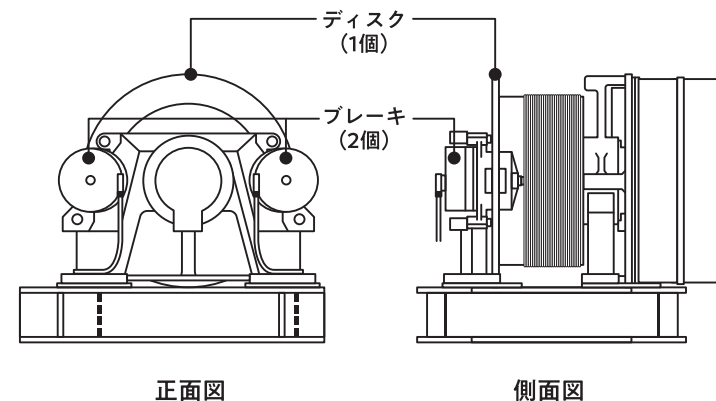
戸開走行保護装置を設置しましょう！

エレベーターの戸が開いた状態で走行した場合に、そのことを検知して直ちに緊急停止させる装置で、利用者が乗場の戸の枠とかごの間に挟まれる事故を防ぎます。



① 二重系ブレーキ ※ 常時作動型二重系ブレーキの場合

主たるブレーキと機械的に独立させた補助ブレーキを設ける。



② 検出装置

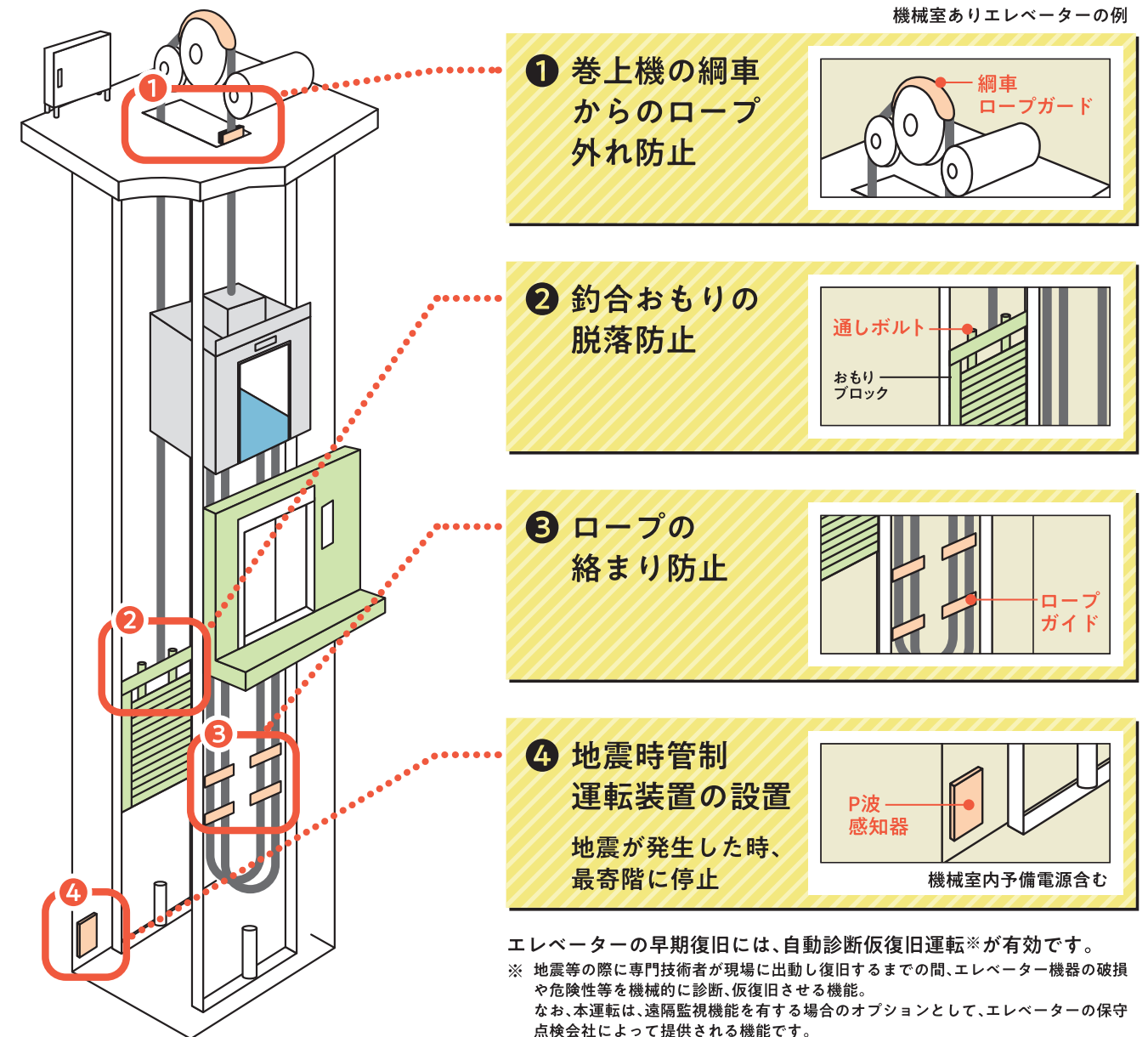
戸の開閉状況を検出するかご戸・乗場戸スイッチに加え、かごが乗場から一定距離以上移動した場合に感知する特定距離感知装置を設けることにより、戸開走行を検出する。

③ 独立した安全制御プログラム

通常制御プログラムが故障しても、安全にエレベーターを制御して停止させることができる。

地震時に有効な対策を実施しましょう！

地震時に起こる閉じ込め防止や故障・損傷を軽減するための対策です。平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、ロープの外れ等が発生しています。



防災キャビネットを設置しましょう！

地震などにより、やむなく長時間にわたるエレベーターへの閉じ込めが発生する状況を想定し、防災グッズを事前にエレベーター内に設置することのできる「防災キャビネット」の設置が推奨されています。



防災キャビネットの中身

手回し充電ライト	非常用飲料水
非常用食料	袋式トイレ
アルミブランケット	ポンチョ
プラスチック扇子	ホイッスル
ケミカルライト	救急用品 など

エレベーターの防災対策改修事業

(住宅・建築物安全ストック形成事業、地域防災拠点建築物緊急促進事業)

事業対象	補助対象 限度額	補助率	
		地方公共団体が実施	民間事業者等が実施
既設エレベーターについて行う、次に掲げる防災対策改修工事 ①地震時管制運転装置の設置 ⑥リスタート運転機能の追加※ ②主要機器の耐震補強措置 ⑦自動診断・恢復旧運転機能の追加※ ③戸開走行保護装置の設置 ④釣合おもりの脱落防止措置 ⑤主要な支持部分の耐震化	①～⑤：950万円/台 ⑥、⑦：300万円/台※	国：11.5%	国：11.5% 地方公共団体：11.5%

※地方公共団体と協定を結んだ避難場所等以外の建築物における⑥、⑦の支援は、①～⑤のすべてが既に整備されている場合又は①～⑤のすべてを完了させる工事に併せて整備する場合に限るとともに、補助対象限度額は①の設置に併せて整備する場合、250万円/台とする。

事業要件

エリア

三大都市圏、人口5万人以上の市、地方公共団体が指定する区域

建築物

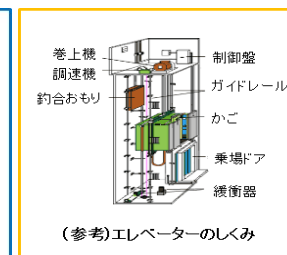
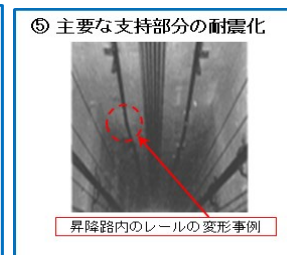
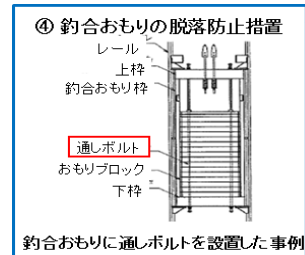
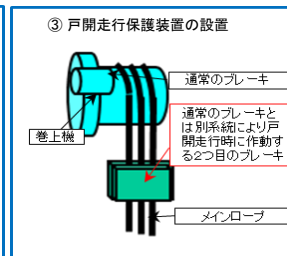
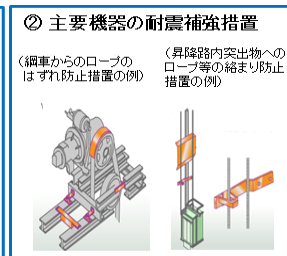
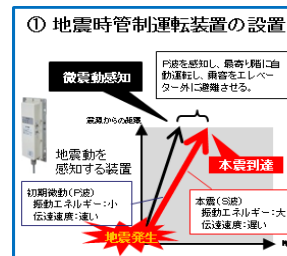
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第18号に規定する特定建築物※であること。

※学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホーム、その他政令で定める建築物

- 延べ面積1,000㎡(幼稚園、保育所及び地方公共団体等と災害時の協定等を締結されている建築物は500㎡)以上
- エレベーターを修繕項目として定めた長期修繕計画又は維持保全計画を作成していること。
- 構造躯体が地震に対して安全な構造であること(住宅・建築物の耐震改修により安全を確保するものを含む)。

防災対策改修工事のイメージ

<①～⑤の例>



<⑥⑦のイメージ>

